

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1846号

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（規則第6-45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前																																								
<p>第24条の2 一般職員給与条例第12条第2項及び市町村立学校職員給与条例第11条第2項の人事委員会規則で定める職員は、管理職手当に関する規則（規則第6-118号）の規定による管理職手当に係る区分が1種、2種又は3種の職（<u>政策企画課長、秘書課長、人事課長及び財政課長の職を除く。</u>）を占める職員とする。</p>			<p>第24条の2 一般職員給与条例第12条第2項及び市町村立学校職員給与条例第11条第2項の人事委員会規則で定める職員は、管理職手当に関する規則（規則第6-118号）の規定による管理職手当に係る区分が1種、2種又は3種の職（<u>総括政策監、政策課長、秘書課長、人事課長及び財政課長の職を除く。</u>）を占める職員とする。</p>																																								
<p>別表第8 学歴免許等資格区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">学歴免許等の資格の区分</th> <th rowspan="2">学歴免許等の資格</th> </tr> <tr> <th>基準学歴区分</th> <th>学歴区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 短大卒</td> <td>一 短大3卒</td> <td>(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了 (2)~(4) (略)</td> </tr> <tr> <td>二 短大2卒</td> <td>(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了 (2)~(6) (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考 (略)</td> </tr> </tbody> </table>			学歴免許等の資格の区分		学歴免許等の資格	基準学歴区分	学歴区分	(略)			2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了 (2)~(4) (略)	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了 (2)~(6) (略)	(略)			備考 (略)			<p>別表第8 学歴免許等資格区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">学歴免許等の資格の区分</th> <th rowspan="2">学歴免許等の資格</th> </tr> <tr> <th>基準学歴区分</th> <th>学歴区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 短大卒</td> <td>一 短大3卒</td> <td>(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2)~(4) (略)</td> </tr> <tr> <td>二 短大2卒</td> <td>(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2)~(6) (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考 (略)</td> </tr> </tbody> </table>			学歴免許等の資格の区分		学歴免許等の資格	基準学歴区分	学歴区分	(略)			2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2)~(4) (略)	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2)~(6) (略)	(略)			備考 (略)		
学歴免許等の資格の区分		学歴免許等の資格																																									
基準学歴区分	学歴区分																																										
(略)																																											
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了 (2)~(4) (略)																																									
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了 (2)~(6) (略)																																									
(略)																																											
備考 (略)																																											
学歴免許等の資格の区分		学歴免許等の資格																																									
基準学歴区分	学歴区分																																										
(略)																																											
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2)~(4) (略)																																									
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2)~(6) (略)																																									
(略)																																											
備考 (略)																																											

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。